

障害者相談支援事業等の委託料に係る消費税の取扱いの誤認について

1. 経緯

本市では、障害者相談支援事業等を社会福祉法人等への委託により実施している。

全国的に、障害者相談支援事業等における税務上の取扱いについて誤認している事例がある旨の報道があり、令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省からの通知により、障害者相談支援事業等は社会福祉法上の社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが示された。

今般、青森県において、県が実施する本事業が消費税を非課税として社会福祉法人等に委託していたことが判明し、本市においても、青森県が実施する障害児等療育支援事業と同じ仕様で事業を実施してきていることから、消費税が非課税となる社会福祉事業と誤認していたことが判明した。

県では、委託先法人に納付すべき消費税等を算定し、令和5年度分の申告と合わせて過去5年分（平成30年度～令和4年度）の修正申告を行うよう依頼している。

2. 非課税と誤認していた事業

障害児等療育支援事業

※障害児等療育支援事業とは、在宅の障害児の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導や療育相談等を行うもの。

3. 事業費及び市負担見込額（概算）

| 事業名 | 委託先 | 事業費 (H30～R5) | 市負担見込額 消費税等額(H30～R5) |
|------------|--------|-----------------|-------------------------|
| 障害児等療育支援事業 | ※1 8法人 | 14,629千円 | ※2 1,678千円 |

※1 年度毎で実施法人数は異なる。

※2 概算で延滞税を見込む。なお、受託法人が修正申告後に消費税、延滞税、加算税が確定する。

4. 今後の対応

受託法人へ周知の上、当該事業に係る消費税相当額及び修正申告に伴い生じる延滞税、加算税について、本市が負担する方向で調整します。

5. 再発防止

今後は、消費税非課税事業であるか否かについて、関係法令を確認の上、国に確認・照会を行うなど、適正な事務の執行に努める。